

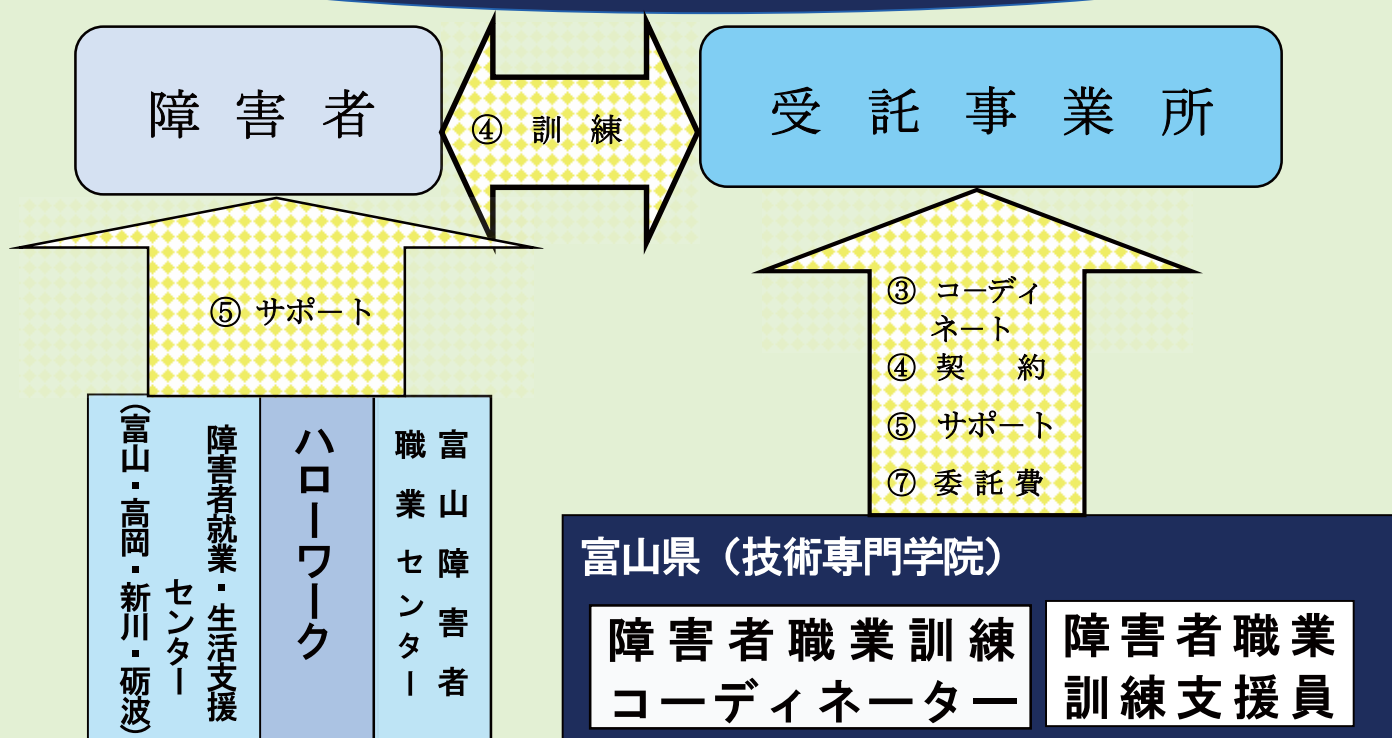
障害があっても地域で明るく暮らし続けるために・・

事業主の皆様へ

社会での雇用にご協力ください！！

「受託事業所」を募集しています 障害者委託訓練「実践能力習得訓練コース」

障害者委託訓練（実践能力習得訓練コース）の流れ



- ① 雇用を前提に職業訓練を希望する事業所は、最寄りのハローワークに求人申込をします。
- ② ハローワークは、事業所に対し就労を希望する障害のある方を紹介します。
- ③ 障害者職業訓練コーディネーターは、訓練全般にわたるコーディネートを行います。
- ④ 受託事業所は、県と契約を結び訓練を実施します。
- ⑤ 障害者職業訓練コーディネーター及び支援員、障害者就業・生活支援センターの就業支援ワーカーが訓練中の障害者をサポートします。
- ⑥ 障害者職業訓練コーディネーターは、事業所、ハローワークを交えて訓練生の雇用を目指した打ち合わせを行います。
- ⑦ 訓練終了後、県は事業所からの報告を受け、事業所に対し委託費を支払います。

そのほか次のようなコースも実施しています

- **知識・技能習得訓練コース**・・・ワープロ・表計算などのOA技能やビジネス実務などを10名程度の集合で習得する。（訓練期間3ヶ月）
- **特別支援学校早期訓練コース**・・・特別支援学校高等部に在籍する生徒が、実践能力習得訓練コース又は知識・技能習得訓練コース（企業での作業実習を含むもの）を受講する。（高等学校等に在籍する障害のある生徒も対象）

上記訓練の修了者の採用も是非ご検討ください

事業主の皆様へ

障害者委託訓練について

訓練の目的

障害者の態様及び地域の障害者雇用ニーズに対応した職業能力開発を実施することにより、就職に必要な知識・技能を習得し、障害者の就職促進を図るものです。

訓練の内容

事業主等が実際に実施している業務に関する作業実習（事業所内での座学等を含む）を中心に、実践的な職業能力の習得を図り、訓練生ごとに定めたカリキュラムに基づき、職業訓練目標を達成するものです。

訓練受講対象者

障害のある方で、就業意欲が高い方が対象です。

訓練期間及び訓練時間

訓練期間：1ヶ月以上3ヶ月以内（随時受付）

訓練時間：事業所の所定時間内での訓練とし、時間外は不可
（基本的には1ヶ月100時間・1日5時間・月20日が標準）

訓練受入れに係る手続きの流れ

<訓練受入れ前>

- ・訓練に係るカリキュラムの作成
- ・県との委託契約の締結

<訓練期間中>

- ・出席簿、日誌等への記入（毎日）
- ・出欠状況、能力習得状況等の報告（月末）

<訓練終了後>

- ・就職状況等報告書の提出
- ・完了報告書の提出
- ・委託費請求書の提出→県から委託費の支払い

委託費

障害の程度に拘らず、原則訓練受講生1人当たり月6万円（外税）

障害者委託訓練についてのご相談は下記までお願いします

◇富山県窓口

施設名	所在地	TEL
富山県技術専門学院	〒930-0916 富山市向新庄町 1-14-48	076-451-8803

◇公共職業安定所

施設名	所在地	TEL
ハローワーク富山	〒930-0857 富山市奥田新町 45	076-431-8609
ハローワーク高岡	〒933-0902 高岡市向野町 3-43-4	0766-21-1515
ハローワーク魚津	〒937-0801 魚津市新金屋 1-12-31	0765-24-0365
ハローワーク砺波	〒939-1363 砺波市太郎丸 1-2-5	0763-32-2914
ハローワーク砺波小矢部出張所	〒932-0833 小矢部市綾子 5185	0766-67-0310
ハローワーク滑川	〒936-0024 滑川市辰野 11-6	076-475-0324
ハローワーク氷見	〒935-0023 氷見市朝日丘 9-17	0766-74-0445